

取扱区分		保存年限		1・3・5・10・永
副議長	事務局長	主幹	補佐	事務局員
				

西総第 26072901 号
令和 8 年 7 月 29 日

西和賀町議会議長 高 橋 雅 一 様

西和賀町長 内 記 和 彦



議会報告会の質問事項への回答について

令和 8 年 6 月 18 日付けにて依頼のありましたこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

なお、修繕及び復旧を求めるものについては、具体的かつ確実に把握できる場所をお知らせいただけますと幸いです。



議会報告会の質問事項への回答

	質問内容	回 答
質問 1	新しい施設の建設計画が進められているようだが、使わなくなった施設を壊すことも進めてほしい。保育所の跡地利用は検討しているか。	旧保育所だけではなく、解体が必要である公共施設全体の優先順を考慮した対応となります。 ただし、活用を検討できる保育所については、地域等との協議の上、活用できるよう支援していきたいと考えています。
質問 2	第一小学校・貝沢小学校の解体計画は、どのようになっているのか。新しく学校が建つが、今使用している校舎の利活用など将来的なことを考えているか。	空き校舎だけではなく、解体が必要である公共施設全体の優先順を考慮した対応となりますが、財政負担が多額となることから、早期解体は難しい状況にあります。 また、現在使用している校舎については、小中一貫教育のあり方の中において検討を進めてまいります。
質問 3	空き校舎の再利用として公募を行なったことはあるか。	公募は行っておりませんでした。老朽化が著しく、施設そのものを通常使用できるようにするにしても多額の改修費用が必要であり、また学校以外の使用で不特定多数の方の出入りがあるとすれば消防設備にも課題が生じることによります。
質問 4	学校建設に関して進捗状況はどうなっているか。	今は、どのような学校の姿が望ましいか、他事例等を学びながら内部検討を行い、また、建設費における国庫補助の仕組みや手続きの流れも学んでいるところです。 しかしながら現状の大きな課題として、小中一貫校の検討を始めた当時より、社会情勢の変化が著しく、特に物価高騰による建設事業費の増大が見込まれる状況になってきております。 今後、町では保健センター建設をはじめ、大型のハード事業が続

		くことが想定されています。引き続き、望ましい学校づくりに向けて検討を進めてまいりますが、建設費等の増大による町財政への影響を考慮した協議を進めています。
質問 5	小中一貫校の建設について湯田と沢内ではタイムラグがあるが教育への影響はないのか。	湯田、沢内地区の培ってきた歴史・伝統・文化等を踏まえながら、それぞれの良さを伸ばす教育環境の展開を地域の皆さんとともに進めてまいりたいと思います。タイムラグによる影響の考えは、あてはまらないと捉えています。
質問 6	地域に開かれた学校にするとのことだが、犯罪への対応について検討しているか。	地域とともにある学校づくりが大切ですが、児童生徒の安全第一を考え対応してまいります。学校安全マニュアル対応の徹底、防犯設備の充実を図り対応してまいりたいと考えています。
質問 7	高齢者宅などは地域で協力して除雪しているが、ボランティアでやるのにも限界がある。町で横の繋がりを重視した新しい除雪体制を作ってもらえないか。	町の取組として、高齢者世帯等に対する雪下ろし費用の一部助成を行い、費用負担の軽減に努めているところです。 また、地域づくり組織が除雪機械を購入する費用に対し補助金を交付することで、地域づくり組織における除雪機械の導入を進めるとともに、令和 6 年からは、地域づくり組織が所有する除雪機械の維持・運用に係る費用について補助を行い、地域づくり組織における地域内の除排雪体制の構築並びに活動の推進に向けた支援を行ってきたところです。 併せて、地域づくり組織等に貸与する除雪機械を湯田庁舎及び沢内庁舎に配置することで、除雪機械を所有していない地域づくり組織やボランティア団体においても高齢者世帯等の除排雪活動に除雪機械を活用できる体制を整えているところです。

		地域づくり組織やボランティア団体においても担い手不足という課題を抱えていることは十分認識しておりますが、全て町で対応することは困難な状況にあり、地域づくり組織等のご協力が必要不可欠であると考えています。 高齢者世帯等の除排雪支援について、町は、雪下ろし（屋根から落雪した雪の排雪を含む）費用に対する助成、地域づくり組織等におかれましては、生活除雪（道路から玄関までの除雪等）にかかる部分を支援するなど、それぞれが連携し支援を図っていく必要があるものと考えております。 これまで、地域づくり組織等が高齢者世帯等の除排雪支援ができるよう前述の取組を進めてきたところであり、地域づくり組織においても「地域計画」を策定し、その計画に基づく取組を進めていく状況にあることから、引き続き、地域づくり組織等と連携を図りながら高齢者世帯等への除排雪支援に対する取組を進めていく考えです。
質問 8	高齢者だけが家に残り、家族が近隣市に行っている家は、地域で除雪等協力して行なっている。地域が協力していることや、地域の状況を家族に知らせる手立てはないだろうか。	地域づくり組織等における高齢者世帯等に対する除雪支援活動の取組状況等について、町広報誌への掲載など、町内外への周知方法を検討してまいります。
質問 9	所有者や相続人が不明の空き家について、町として対策はあるのか。	所有者等が不明な空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、固定資産税情報や戸籍などを基に所有者等の調査を行い、適正な管理をお願いしています。また、管理不全により周辺的生活環境へ悪影響を及ぼすおそれがある場合は、「空家等

		対策の推進に関する特別措置法」に基づき、助言や指導など必要な対応を行います。 今後も関係機関と連携しながら、所有者等の把握に努めるとともに、管理不全空き家の発生防止と適正管理を進めていきます。
質問 10	空き家対策は、町としてできること、地域としてすべきことを知りたい。そのままにしておくと観光面で悪影響を及ぼす。管理しないと獣の住処にもなるなどの不安がある。	空き家は、所有者による適正管理が基本となります。町では、空き家の実態把握や所有者への適正管理の呼びかけ、空き家バンクへの登録や各種支援制度による利活用の促進、管理不全空き家への対応を行っております。 また、本町では、地域住民同士のつながりを生かした見守りが空き家対策において重要な役割を果たします。空き家の異変や危険箇所気付いた際には町へ情報をお寄せいただくほか、遠方に住む所有者へ空き家の状況をお伝えいただくなど、地域の皆様のご協力をお願いしている状況です。こうした地域の見守りと情報共有が、管理不全空き家の予防や早期対応につながり、安全で良好な住環境の維持につながっていくものと考えております。
質問 11	危険空き家も見られるが対策は何かあるか。道路沿いの危険空き家は事故が起きる可能性があり、不安を感じる。	危険空き家については、所有者等へ適正管理をお願いするとともに、必要に応じて現地調査や助言・指導を行っています。また、老朽化した空き家の除却を促進するため、解体費補助制度を設けています。道路沿いなど周辺への影響が大きい空き家については、安全確保を最優先に、所有者等への働きかけを継続し、関係機関とも連携しながら危険空き家の解消に努めてまいります。

質問 12	集落支援員を地域でと言っても、雇うのも大変。就労規則、経理などは誰が行うことを想定しているのか。町で事務等のやり方を示す考えはあるのか。	町では、令和8年度から「地域委託型集落支援員」の運用を始めています。雇用に伴う保険手続きや給与支払いは各地域組織で行っていただきますが、町では制度内容をまとめた要領や「就業規則のひな形」提供、説明会の実施、採用に関する助言や書類作成の支援など、円滑に手続きが進むようサポートに努めています。
質問 13	現行の集落支援員について、国に対して事業の報告をしていると思うが、国は事業としてどのように評価しているのか。国としての成果分析を知りたい。	国では集落支援員制度として、集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回・状況把握、住民同士の話し合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な集落の維持・活性化に向けた取組やその取組主体となる地域運営組織などをサポートすることを期待しており、制度を利用している自治体に対して、こうした取り組みが適切に行われているかが調査されています。 国では集落支援員制度について、地域維持に欠かせない人的資源として定着したと分析しており、支援員の活動により、これまで放置されていた集落課題が可視化され、それに基づき自治体が「集落維持の実行計画」を策定できるようになったと評価しています。
質問 14	29 地区に配属予定の集落支援員と、今いる集落支援員との関係がどうなるのか、知らせてほしい。	町としては、施策の趣旨に鑑み、今後は地域づくり組織に対して「地域委託型集落支援員」の活用を促していく方針です。しかしながら、各組織の準備状況や受け入れ体制、また現在活動している支援員の雇用継続や位置付けにも配慮する必要があります。そのため、移行の時期や手法については、現場の状況を見極めながら適切に判断してまいりたいと考えております。

質問 15	29 地区に集落支援員をおく事業で町はどのような効果を期待しているのか。地域に丸投げしているように感じる。モデル地区を用意しないと、浸透しないのではないか。	地域住民に最も近い組織が雇用主体となることで、地域固有の課題に対し機動的な対応が可能になるという成果を期待しております。事務負担等については、町が策定した指針や直接的な事務支援により、組織と連携して進めていく考えです。 なお、本制度の浸透に向けた先行事例として、本年 5 月より湯本地区での運用を開始いたしました。さらに 7 月からは左草地区も着手予定であり、これら先行 2 地区をモデルとして、実施上の課題解決や効果的な活用方法を他地区へ波及させてまいりたいと考えております。
質問 16	集落支援員を増やす話が行政連絡員の会議で出た。実際に着手しているところはあるのかと聞いたらないということで、着手するのにハードルが高そうだ。地域の重荷になる事業ではないか。	地域委託型による集落支援員制度は、交付金や中山間制度など複雑な事務やサロン活動など関係機関との調整が必要となる地域運営を担う担い手が不足している現状を背景に、国の制度を活用して整備したものです。希望する地域づくり組織が活用できる制度となっており、必ず取り組まなければならないというものではありません。 新たな制度への移行にあたり、地域側の事務負担や運営面で不安を感じられることは真摯に受け止めております。 町といたしましては、本事業を「地域の重荷」にさせないよう、就業規則や契約書の雛形の提供、社会保険手続きの代行支援、事務経費の補助など、事務的支援を行っております。また、先行して取り組んでいる地区の事例やノウハウを丁寧に共有し、各地区の状況に合わせて着手いただけるよう、相談支援を継続してまいります。

質問 17	災害復旧などを町に要望した。複数箇所について町に要請された形式で写真なども付けて提出したが回答はほとんど同じでコピーしたような文章しか付いて来なかった。出来ないことがあるのは分かるので、目に見えるような、例えば、この要望は今何番目になっていますというような納得できる回答を出してもらえないか。	町では受理した要望に対し、担当課による現地調査を実施した上で、緊急性・公共性・費用対効果といった多角的な観点から精査を行っております。しかしながら、大規模な改修には多額の予算と期間を要すること、また国・県との協議が必要な案件も多く、結果として「検討中」といった重複した表現の回答が続いてしまったものであり、配慮に欠けていた点をお詫び申し上げます。 今後は、進捗状況等の記載について検討するとともに、詳細な説明を要する事項や、優先順位の調整が必要な案件については、担当課との個別協議や現地での説明の場を設け、直接対話を通じて状況を共有するよう検討してまいります。
質問 18	かわまち事業で銀河ホールのパークの管理が観光課から生涯学習課になったようだが、なぜそうなったのか。生涯学習課でも管理する人員が足りないのではないか。	かわまちづくり計画とは、地域活性化のため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの『資源』や地域の創意に富んだ『知恵』を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備、利用にかかる取り組みを定めるものです。 国土交通省では、かわまちづくりを促進するため、平成 21 年度よりかわまちづくり支援制度を設け、必要な河川管理施設の整備などを行うハード支援、河川空間のイベント施設やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した多様な利用を可能とする『都市・地域再生利用区域』の指定などのソフト支援を実施しております。 町では錦秋湖を一体的に捉えた整備を計画、令和 2 年度に国に採択されております。各課が抱えていた課題に対応する整備については各課で進める事としたものですが、事業全体の進捗管理、協議会等の運営は統括課を置き、当初はふるさと振興課、令和 6 年度から

		観光商工課が担っております。 整備地区と担当課は次のとおりです。 ・湯本地区・・・・・・・・地域づくり（ふるさと振興課） ・上野々地区・・・・・・・・銀河ホール、資料館、美術館の活用促進、湖面活用の利便性の確保（生涯学習課） ・無地内、天ヶ瀬地区・・・・景勝地づくり（観光商工課） 計画策定段階から担当課を定め、事業を進めているものです。
質問 19	中部浄水場近くの土砂崩れは、修理・復旧等の手当をする必要があるのではないか。	ご質問からは具体的な箇所は不明ですが、浄水場付近の路線は主要地方道花巻大曲線となり、また復旧対応箇所があることから、同路線の道路管理者である岩手県にご質問内容をお知らせします。